

平成29年2月1日

お客様各位

カネツFX証券株式会社

取引所為替証拠金取引における為替証拠金基準額に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では取引所為替証拠金取引（くりっく365）の必要証拠金額は、株式会社東京金融取引所が算出し公表する『為替証拠金基準額』を基に定めております。

現在、『為替証拠金基準額』は通貨ペア毎に1種のみが公表されていますが、法人顧客に係る証拠金基準額算出方法の見直しに伴い、平成29年2月27日（月）より、株式会社東京金融取引所は下記3種類の金額を公表することとなります。

1. レバレッジ25倍方式
2. レバレッジ25倍上限付きHV方式
3. HV方式

弊社におきましては、上記3種のうち、個人・法人いずれのお客様にも適用できる レバレッジ25倍上限付きHV方式 を『為替証拠金基準額』と見做して、必要証拠金額を定めることと致します。

本お知らせは、弊社が必要証拠金額を定める際の参照数値を明確にすることが目的であり、お客様のお取引に関して何ら変更はなく、新たな手続き等の必要もございません。

以 上